

町田市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 ( 2 0 1 5 年 ) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市市税条例等の一部を改正する条例

(町田市市税条例の一部改正)

第1条 町田市市税条例（昭和36年12月町田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の5条を加える。

（徴収の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第5条の2 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この条及び次条において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条及び次条において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月）ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予

又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

- 5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収の猶予の申請手続等)

第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- (4) 徴収の猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所。第5条の5第4項第6号において同じ。)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情。同号において同じ。)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
- (3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間
- (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第5条の4 第5条の2第1項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準

用する。

2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第5条の3第2項第2号に掲げる書類

(2) 法第15条の5第1項の規定による換価の猶予（次号において職権による換価の猶予という。）を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(3) 職権による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類  
その他担保の提供に関し必要となる書類

(4) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類  
（申請による換価の猶予の申請手続等）

第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、3月とする。

2 第5条の2第1項の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。

3 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第5条の3第1項第2号に掲げる事項

(3) 納付又は納入が困難である金額

(4) 法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この条において申請による換価の猶予という。）を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

(6) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関し参考となるべき事項

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 第5条の3第2項第2号に掲げる書類

(2) 申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(3) 申請による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類  
その他担保の提供に関し必要となる書類

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(2) 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間

(3) 第4項第2号、第5号及び第6号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第5条の6 法第16条第1項に規定する条例で定める場合は、次に掲げるとおり

とする。

(1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合

(2) 猶予の期間が3月以内である場合

(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合

第6条中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第25条第9項中「寮等の所在」の次に「、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在及び当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在）」を加える。

第26条の2第1項各号列記以外の部分中「までに、」の次に「法第317条の3の2第1項の規定に基づき」を加え、「次に」を「同項各号に」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「までに、」の次に「同条第2項の規定に基づき」を加え、同条第4項中「場合には、」の次に「法第317条の3の2第4項の規定に基づき」を加え、「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるもの」を「同項に規定する電磁的方法」に改める。

第26条の3第1項各号列記以外の部分中「までに、」の次に「法第317条の3の3第1項の規定に基づき」を加え、「次に」を「同項各号に」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「限り、」の次に「法第317条の3の3第2項の規定に基づき」を加え、同条第4項中「場合には、」の次に「法第317条の3の3第4項の規定に基づき」を加える。

第40条第2項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利

用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地)

第51条の2第1項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号(当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称。以下同じ。)」に改める。

第51条の3第1項第1号及び第2項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第59条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第62条第1項第1号及び第62条の2第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第75条第2項第2号中「氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地」を「住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第76条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所)」に改める。

第102条の3第2項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

第110条第1号中「及び氏名又は名称」を「又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)」に改める。

第126条第1項第1号及び第2項第1号並びに第128条第2項第1号中「及



び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

附則第8条の3中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

附則第11条の4中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

附則第22条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改め、同条第3項第1号中「及び氏名」を「、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号」に改める。

(町田市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 町田市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年10月町田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち町田市市税条例第11条の改正規定中「法人税法第2条第12号の18」を「法第292条第1項第14号」に改め、「に改め、同条第3項中「令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「令」という。）」を削る。

附則第1条第4号中「第11条」を「第11条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第5条の次に5条を加える改正規定及び第6条の改正規定並びに次条の規定 平成28年4月1日

(2) 第2条の規定 公布の日

(徴収の猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の町田市市税条例（以下「新条例」という。）第5条の2、第5条の3及び第5条の6（地方税法等の一部を改正する法律（平成27

年法律第2号。以下この項において「平成27年改正法」という。)附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この条において「平成28年新法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に申請される平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法(以下この条において「平成28年旧法」という。)第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第5条の4及び第5条の6(平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第5条の5及び第5条の6(平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第25条第9項及び第40条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提出する新条例第25条第9項に規定する届出書又は新条例第40条第2項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した第1条の規定による改正前の町田市市税条例(以下「旧条例」という。)第25条第9項に規定する届出書又は旧条例第40条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 新条例第51条の2第1項第1号、第51条の3第1項第1号及び第2項第1号、第59条第2項第1号、第62条第1項第1号、第62条の2第1項第1号並びに附則第8条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、

第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号、第9項第1号及び第10項第1号、第11条の4第2項第1号、第3項第1号及び第4項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第51条の2第1項、第51条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、新条例第59条第2項並びに附則第11条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は新条例第62条第1項、第62条の2第1項並びに附則第8条の3各項、第11条の4第2項及び第22条第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に提出した旧条例第51条の2第1項、第51条の3第1項及び第2項並びに附則第22条第3項に規定する申出書、旧条例第59条第2項並びに附則第11条の4第3項及び第4項に規定する申請書又は旧条例第62条第1項、第62条の2第1項並びに附則第8条の3各項、第11条の4第2項及び第22条第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第5条 新条例第75条第2項第2号及び第76条第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する新条例第75条第2項並びに第76条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第75条第2項並びに第76条第2項及び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第102条の3第2項第1号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した旧条例第102条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例第110条第1号の規定は、施行日以後に行う同条の規定による申告について適用し、施行日前に行った旧条例第110条の規定による申告については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第8条 新条例第126条第1項第1号及び第2項第1号並びに第128条第2項第1号の規定は、施行日以後に行う新条例第126条第1項及び第2項の規定による申告又は施行日以後に提出する新条例第128条第2項に規定する申請書について適用し、施行日以前に行った旧条例第126条第1項及び第2項の規定による申告又は施行日以前に提出した旧条例第128条第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(徴収の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u></p> <p><u>第5条の2 地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予(以下この条及び次条において「徴収の猶予」という。)をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長(以下この条及び次条において「徴収の猶予期間の延長」という。)をする期間内の各月(市長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の市長が指定する月)ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p><u>2 市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u></p> <p><u>4 市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受</u></p>	

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>けた者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>(徴収の猶予の申請手続等)</u></p> <p><u>第5条の3 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p><u>(3) 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額</u></p> <p><u>(4) 徴収の猶予を受けようとする期間</u></p> <p><u>(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)</u></p> <p><u>(6) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所。第5条の5第4項第6号において同じ。)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情。同号にお</u></p>	

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>いて同じ。)</u></p> <p>2 <u>法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類</u></p> <p><u>(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類</u></p> <p><u>(3) 徴収の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p><u>(4) 徴収の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p> <p>3 <u>法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細</u></p> <p><u>(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項</u></p> <p>4 <u>法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>5 <u>法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額</u></p> <p><u>(2) 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u></p> <p><u>(3) 徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間</u></p> <p><u>(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>6 <u>法第15条の2第4項に規定する条例で定</u></p>	

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</u> <u>(職権による換価の猶予の手續等)</u></p> <p><u>第5条の4 第5条の2第1項の規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法について準用する。</u></p> <p><u>2 第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p><u>3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p><u>(1) 第5条の3第2項第2号に掲げる書類</u></p> <p><u>(2) 法第15条の5第1項の規定による換価の猶予(次号において職権による換価の猶予という。)を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p><u>(3) 職権による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p> <p><u>(4) 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類</u> <u>(申請による換価の猶予の申請手續等)</u></p> <p><u>第5条の5 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、3月とする。</u></p> <p><u>2 第5条の2第1項の規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定め</u></p>	



町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>る方法について準用する。</u></p> <p>3 <u>第5条の2第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。</u></p> <p>4 <u>法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細</u></p> <p>(2) <u>第5条の3第1項第2号に掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>納付又は納入が困難である金額</u></p> <p>(4) <u>法第15条の6第1項の規定による換価の猶予（以下この条において申請による換価の猶予という。）を受けようとする期間</u></p> <p>(5) <u>分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u></p> <p>(6) <u>申請による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関し参考となるべき事項</u></p> <p>5 <u>法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>第5条の3第2項第2号に掲げる書類</u></p> <p>(2) <u>申請による換価の猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類</u></p> <p>(3) <u>申請による換価の猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、その</u></p>	

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>期間が3月を超える場合には、令第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類</u></p> <p>6 <u>法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p><u>(1) 申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由</u></p> <p><u>(2) 申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間</u></p> <p><u>(3) 第4項第2号、第5号及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>7 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。</u></p> <p><u>(担保を徴する必要がない場合)</u></p> <p>第5条の6 <u>法第16条第1項に規定する条例で定める場合は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 猶予に係る金額が100万円以下である場合</u></p> <p><u>(2) 猶予の期間が3月以内である場合</u></p> <p><u>(3) 担保を徴することができない特別の事情がある場合</u></p> <p>(公示送達)</p> <p>第6条 <u>法第20条の2の規定による公示送達は、町田市公告式条例（昭和33年2月町田市条例第3号）第2条に規定する掲示場に掲示して行なうものとする。</u></p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第25条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 新たに第11条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第6条 <u>地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)</u>第20条の2の規定による公示送達は、町田市公告式条例（昭和33年2月町田市条例第3号）第2条に規定する掲示場に掲示して行なうものとする。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第25条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 新たに第11条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者は、当該該当することとなった日から60日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>事業所又は寮等の所在、<u>法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）</u>（法人番号を有しない者にあつては、<u>名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在及び当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在</u>）、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>10 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第26条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、<u>法第317条の3の2第1項の規定に基づき</u>施行規則で定めるところにより、<u>同項各号に掲げる事項</u>を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、<u>同条第2項の規定に基づき</u>施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他</p>	<p>事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>10 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）</p> <p>第26条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、<u>施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項</u>を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 当該給与支払者の氏名又は名称</u></p> <p><u>(2) 扶養親族の氏名</u></p> <p><u>(3) その他施行規則で定める事項</u></p> <p>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、<u>法第317条の3の2第4項の規定に基づき施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</u></p> <p>5 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第26条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、<u>法第317条の3の3第1項の規定に基づき施行規則で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載</p>	<p>載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（<u>電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。</u>次条第4項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）</p> <p>第26条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、<u>次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>（1） 当該公的年金等支払者の名称</u></p> <p><u>（2） 扶養親族の氏名</u></p> <p><u>（3） その他施行規則で定める事項</u></p> <p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、<u>法第317条の3の3第2項の規定に基づき</u>施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、<u>法第317条の3の3第4項の規定に基づき</u>施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略 (市民税の減免)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、第1期分の納期限内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第1期分の納期限経過後に申請のあったものについては、その後に来る納期限に係る分からこれを適用する。</p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定</u></p>	<p>すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略 (市民税の減免)</p> <p>第40条 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、第1期分の納期限内に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第1期分の納期限経過後に申請のあったものについては、その後に来る納期限に係る分からこれを適用する。</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)</u>又は<u>法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地)</u></p> <p><u>(2) 略</u> <u>(3) 略</u></p> <p>3 略</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第51条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)</u> <u>又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称。以下同じ。)</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p> <p>第51条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)</p> <p>第51条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所及び氏名</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額のおん分の申出)</p> <p>第51条の3 法第352条の2第5項の規定による同条第1項第1号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第2号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所及び氏名</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第62条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第62条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第62条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第62条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第59条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該資産を所有し、か</p>	<p>2 法第352条の2第6項に規定する特定被災共用土地(以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者(第5号及び第4項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が法第349条の3の3第1項に規定する被災年度(第3号及び第62条の2において「被災年度」という。)の翌年度又は翌々年度(法第349条の3の3第1項に規定する避難の指示等(第62条の2において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第349条の3の3第1項に規定する避難等解除日(以下この項及び第62条の2において「避難等解除日」という。)の属する年が法第349条の3の3第1項に規定する被災年(第62条の2において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所<u>及び氏名</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第59条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当する固定資産のうち、市長において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該資産を所有し、か</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>つ、その申請すべき事項に異動がないと市長が認めた場合を除き、第1期分の納期限内に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第1期分の納期限経過後申請のあったものについては、その後に到来する納期限に係る分からこれを適用する。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第62条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が申告の必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第62条の2 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項 (同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属す</p>	<p>つ、その申請すべき事項に異動がないと市長が認めた場合を除き、第1期分の納期限内に、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第1期分の納期限経過後申請のあったものについては、その後に到来する納期限に係る分からこれを適用する。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>3 略</p> <p>(住宅用地の申告)</p> <p>第62条 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が申告の必要がないと認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(被災住宅用地の申告)</p> <p>第62条の2 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項 (同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。)の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属す</p>



町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>る年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第75条 略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限内に、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の<u>住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</u></p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第76条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限内に、市長</p>	<p>る年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>(軽自動車税の減免)</p> <p>第75条 略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は納期限内に、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の<u>氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地</u></p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第76条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限内に、市長</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>（1） 減免を受ける者の<u>氏名、住所及び個人番号</u>（個人番号を有しない者にあつては、<u>氏名及び住所</u>）並びに減免を受ける者が身体障がい者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障がい者等との関係</p> <p>（2）～（6） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>（特別土地保有税の減免）</p> <p>第102条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 納税義務者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p>	<p>に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>（1） 減免を受ける者の<u>氏名及び住所</u>並びに減免を受ける者が身体障がい者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障がい者等との関係</p> <p>（2）～（6） 略</p> <p>3～5 略</p> <p>（特別土地保有税の減免）</p> <p>第102条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>（1） 納税義務者の住所<u>及び氏名又は名称</u></p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第110条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(事業所税の賦課徴収に関する申告義務)</p> <p>第126条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者（法第701条の34第1項に規定する法人及び同条第2項に規定する公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないもの並びに事業年度の中途において解散若しくは合併した法人又は年の中途において事業を廃止した個人で第120条第1項又は第2項の規定により事業所税を申告納付すべきものを除く。）は、その新設又は廃止の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日から2月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>貸付けを行う者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)</p> <p>第110条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(事業所税の賦課徴収に関する申告義務)</p> <p>第126条 市内において事業所等を新設し、又は廃止した者（法第701条の34第1項に規定する法人及び同条第2項に規定する公益法人等又は人格のない社団等で収益事業を行わないもの並びに事業年度の中途において解散若しくは合併した法人又は年の中途において事業を廃止した個人で第120条第1項又は第2項の規定により事業所税を申告納付すべきものを除く。）は、その新設又は廃止の日から1月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(5) 略</p> <p>2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋の貸付けを行う者は、新たに貸付けを行うこととなった事業所用家屋に関し、当該貸付けを行った日から2月以内に、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。</p> <p>(1) <u>貸付けを行う者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(5) 略</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>3 略 (事業所税の減免)</p> <p>第128条 略</p> <p>2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が申告の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令</p>	<p>3 略 (事業所税の減免)</p> <p>第128条 略</p> <p>2 前項の規定によって事業所税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>附 則 (新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第8条の3 法附則第15条の6第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が申告の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第15条の8第1項又は第2項の貸家住宅の敷地の用に供する土地について、令</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附則第 12 条第 9 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第 7 条第 3 項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>4 法附則第 15 条の 8 第 3 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>5 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 2 項第 2 号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>6 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及</u></p>	<p>附則第 12 条第 9 項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに、次に掲げる事項を記載し、かつ、施行規則附則第 7 条第 3 項各号に掲げる書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>所有者の住所及び氏名</u></p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>4 法附則第 15 条の 8 第 3 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>5 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 2 項第 2 号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) ・ (3) 略</p> <p>6 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p>	<p>(2)・(3) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類のうち市長が必要と認めるものを添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(2)～(6) 略</p> <p>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)</p> <p>第11条の4 略</p> <p>2 法附則第29条の5第2項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) <u>所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第29条の5第3項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) <u>所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4 法附則第29条の5第5項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類</p>	<p>(2)～(6) 略</p> <p>10 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>(宅地化農地に対して課する固定資産税の納税義務の免除等)</p> <p>第11条の4 略</p> <p>2 法附則第29条の5第2項の申告は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第8条の3第2項第1号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) <u>所有者の住所及び氏名</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>3 法附則第29条の5第3項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第2号に掲げる書類を添付してしなければならない。</p> <p>(1) <u>所有者の住所及び氏名</u></p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>4 法附則第29条の5第5項の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第8条の3第2項第3号に掲げる書類</p>

町田市市税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所、<u>氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号</u></p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>4 略</p>	<p>を添付してしなければならない。</p> <p>(1) 所有者の住所<u>及び氏名</u></p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>(東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)</p> <p>第22条 法附則第56条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令附則第33条第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</u></p> <p>(2) ～ (4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) <u>代表者の住所及び氏名</u></p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>4 略</p>



町田市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第11条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(<u>法第292条第1項第14号</u>に規定する恒久的施設をいう。))をもって、」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1条中町田市市税条例<u>第11条第2項</u>、第38条、第41条第1項及び附則第14条の改正規定並びに次条第4項、附則第5条及び第6条(新条例附則第14条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日</p> <p>(5)・(6) 略</p>	<p>第11条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下この節において「外国法人」という。)」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設(<u>法人税法第2条第12号の18</u>に規定する恒久的施設をいう。))をもって、」に改め、同条第3項中「令」を「<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>」に改める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 第1条中町田市市税条例<u>第11条</u>、第38条、第41条第1項及び附則第14条の改正規定並びに次条第4項、附則第5条及び第6条(新条例附則第14条に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日</p> <p>(5)・(6) 略</p>